## 別表6 科目等履修生

<u> </u>	<u>'</u>								
学部別			理工学部		農学部		ļ	総合数理学部	
項目	法学部、 商学部系 資学部、部 資学学学部、部 を を を を を を を を を を を を を た の で の で の で の で の で の で り の り の り り り り	文学部	電生科工機工建科化情科学電学機科情科学際、学報、報、 用、学理 人 用、学理	数学科	食料環境政策学科	農学科、 農芸化学 科、生命 科学科	国際日本学部	現象数理学科	先端メディア サイエンス学: 科、ネットワー クデザイン学
入 学 金	20,000	20,000	20,000	20, 000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
学部科目等 履修生履修料 (1単位につき)	25, 000	25, 000	34, 000	34, 000	31, 500	34, 000	29, 500	34, 000	34, 000
資格課程科目等 履修生履修料 (1単位につき)	25, 000	25, 000	34, 000	34, 000	31, 500	34, 000	29, 500	34, 000	34, 000
短期留学科目等 履修生履修料 (1単位につき)	25, 000	25, 000	34, 000	34, 000	31, 500	34, 000	29, 500	34, 000	34, 000
実験実習料 (1 単位につき)			15, 000	12,000	7, 500	15, 000		8, 500	15, 000

(単位:円)

- 備考1 学部科目等履修生とは、単位修得を目的として、学部の授業科目を履修する者をいう。
  - 2 資格課程科目等履修生とは、教育職員免許状の取得、学芸員の資格取得、社会教育主事の資格取得、司書の資格取得 又は司書教諭の資格取得を目的として、必要な科目を履修する者をいう。
  - 3 短期留学科目等履修生とは、単位修得を目的として、本大学と学生交流協定を締結していない外国の高等教育機関に 在籍する者で、本大学に留学し、学部の科目を履修するものをいう。
  - 4 実験実習料については、入学金、学部科目等履修生履修料、資格課程科目等履修生履修料及び短期留学科目等履修生履修料のほか、実験・実習科目を履修する者から徴収する。
  - 5 次の各号に掲げる科目を履修する場合の資格課程科目等履修生履修料は、1単位につき25,000円とする。
  - (1) 各学部学部間共通外国語(別表1の2)
  - (2) 教育職員免許状取得のために必要な科目 (別表2)
  - (3) 学芸員資格取得のために必要な科目(別表3)
  - (4) 社会教育主事資格取得のために必要な科目(別表4)
  - (5) 司書資格取得のために必要な科目(別表4の2)
  - (6) 司書教諭資格取得のために必要な科目 (別表4の3)